

### 会計意思決定のゴミ箱モデル：住専向けの 不良債権の会計処理をめぐって

NAGANO, Norio / ナガノ, ノリオ / 永野, 則雄

---

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経営志林 / The Hosei journal of business

(巻 / Volume)

34

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

75

(終了ページ / End Page)

98

(発行年 / Year)

1997-10-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00016228>

# 会計意思決定のゴミ箱モデル

——住専向けの不良債権の会計処理をめぐって——

永野 則 雄

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 決定の経過
  - 2-1 分割償却の頓挫
  - 2-2 償却方法の決定
- 3 ゴミ箱モデルによる解説
  - 3-1 ゴミ箱モデルとは
  - 3-2 決定劇の解説
  - 3-3 ゴミ箱モデル適用の意義
- 4 おわりに

## 1 はじめに

会計と意思決定との関係は、「経営意思決定のための会計情報」といった文句に表されるように、意思決定のために会計が用いられる面が強調されてきた。すなわち、会計の役割は経営の意思決定のために必要な情報を提供することだというものである。それゆえ、会計情報は企業の財務的な事実の「適正な表示」や「忠実な表現」でなければ、その役割を遂行できないことになる。

会計と意思決定との関係のもう1つの面は、会計情報がある種の意味決定によって生み出されるということである。すなわち、会計では認められた複数の会計ルールから選択適用する機会が多いが、そうした選択が1つの意思決定になっているのである。この意思決定の産物が会計情報というわけである。本稿の標題にある「会計意思決定」は、この意味での意思決定を指している。

こうした会計意思決定については、いわゆる実証的会計学からもアプローチがなされている。例えば「……そもそも経営者がある特定の方法を選択適用するのは、どのような理由ないし動機にもとづくものであるか、そして、それを経営者の会計行為の一環と位置づけて、その根底にある理論

について研究しようとするものである」〔飯野，1994，1頁〕と言われる。本稿も会計意思決定を経営者の会計行為であるとみて、その意思決定の過程を探究するものであるが、実証的会計学とは異なる試みを行っている。実証的会計学が会計意思決定を「個々人の合理的な行動の結果として生じる現象として説明しようとしている」〔飯野，1994，44頁〕ことに対して、それを多分に非合理的な行動の結果として捉えようとするものである。そのために用いる理論的な道具が記述的な意思決定論であるゴミ箱モデルである。ゴミ箱モデルは組織の意思決定の多面性やあいまいさを見据えた意思決定モデルである。

本稿が会計意思決定にゴミ箱モデルを適用するのは、会計における変化やバリエーションが生じるに至る過程を解明しようとする狙いからである。すなわち、企業の経営者がこれまでの会計方針とは異なる、あるいは他の企業とは異なる会計方針を採用する、こうした意思決定のメカニズムを解明するためにゴミ箱モデルを適用するのである。ゴミ箱モデルはこのような会計意思決定のメカニズムを解明する唯一のものというのではなく、その1つの試みにすぎない。

本稿が対象とする事例は、1996年3月期決算において金融機関が住専（住宅金融専門会社）向けの不良債権をどのように会計処理するに至ったか、その決定の経過である。初めに新聞記事を主体にしてその経過を眺め、次にその経過をゴミ箱モデルによって解説することにする。

## 2 決定の経過

### 2-1 分割償却の頓挫

貸倒れが見込まれる債権があればそれを一括して償却するという事は、当然の会計処理である。しかるに住専向けの不良債権について「分割償却」という異例の会計処理方法が注目された。最終的には分割償却の方法は排除され、不良債権は一括償却されることになった。ここでは、分割償却の方法が浮上してから排除されるまでの経過を眺めてみることにする。

住専向けの不良債権を金融機関がどのように会計処理するかという議論において分割償却の方法が浮上したわけであるが、不思議なことに、何か公式的な文書あるいは議論で分割償却の方法が取り上げられたようにもみえない。分割償却がとりわけ注目されるようになったきっかけは、大蔵大臣の諮問機関である金融制度調査会の金融システム安定化委員会が金融機関の不良債権問題を早期に解決していくための諸方策の具体化に向けて審議した経過を整理した「審議経過報告」であると思われる。この「審議経過報告」では、住専問題に触れて「多額の不良債権への対応は金融機関や経済に及ぼす影響も大きいため、段階的な対応について検討する必要がある」と述べている。この「段階的な対応」という表現について、ある新聞は「金融界では『日貿信の処理で検討されている不良債権の分割処理を住専にも適用する考えを示したもの』（信託銀行）と解釈する向きもあるが、はっきりしない」[日経金融新聞、95年9月28日]と述べている。同じ新聞は同日に、大蔵省の銀行局参事官にインタビューした記事も載せており、そこでは「不良債権償却では税務上の特例も考えるのか」という質問に対して「特別法で例外的に分割償却を認めるのも選択肢の1つ」との回答を記している。「選択肢の1つ」であっても分割償却が大蔵省銀行局の参事官の口に出るということは、大蔵省も分割償却の可能性を探っていたと考えられる。「審議経過報告」における「段階的な対応」という表現は確かに先の記事にもあるように「はっきりしない」ものではあるが、分割償却を意味していると理解できよう。

実は、これに類するはっきりしない表現は、それに先だって大蔵省が95年6月8日に発表した「金融システムの機能回復について」という文書においても見られる。すなわち、金融機関が「金利減免等債権を含む不良債権の処理に際し、金融機関の体力や収益環境に応じて弾力的に対応できるよう、段階的な処理方策を検討する」というものである。この「段階的な処理方策」について、「『実質的な分割償却への道筋がついた』（信託銀行）と解釈する向きもある」として、「『大口不良債権処理のためにこれを活用できないか』という期待は強い」[金融財政事情、1995年6月19日号、27頁]と述べられている。ということは、95年6月頃においては、すでに住専向けの不良債権の処理にあたっては分割償却が有力な方法として注目されていたのである。この頃では既に金融機関の会計担当者にとっては、分割償却は不良債権の償却方法として周知のことであったとみられる。というのは、この頃、独立系ノンバンクである日貿信に対する不良債権の分割放棄、それによる分割償却が考慮されていたからである。そこで、日貿信に対する不良債権の処理における分割償却の方法をみることにしたい。

日貿信の主力取引銀行6行による合意事項として「①取引銀行は日貿信向けの貸出残高から有価証券や土地などの担保額を除いた額をもとに貸し出しシェアを算出する②債権放棄する総額のうち貸し出しシェアに比例して各行の放棄金額を決め、それぞれ分割放棄、償却をする」[日本経済新聞、95年6月16日]などとなっている。同記事はさらに「不良債権の処理では、損失が発生した決算期に一括償却するのが会計上の原則。このため、日貿信は毎年少しずつ不良債権を償却、金融機関はそれに見合う債権額を同時に放棄、償却する」と説明している。すなわち、日貿信は約5,000億円とみられる不良債権を5年間にわたって償却し、金融機関はその償却に見合う債権の損失額を放棄・償却していくというものである。つまり、日貿信が「再建計画」という名のもとで不良債権を分割償却するのであり、金融機関が分割償却を直接行うわけではないのである。名目的には、金融機関は日貿信に対する債権の放棄という形式を取るとみられる。しかし、日貿信の不良債権は間接的に

は金融機関の不良債権であり、金融機関が分割償却を行うのと実質的には同じことである。

こうした日貿信方式によれば、金融機関は日貿信に対する不良債権を段階的に処理でき、また「国税庁は合理的な再建計画のもとで債権放棄をする場合は無税償却を認める通達を出して」[日本経済新聞、95年6月16日]いるので、債権放棄額を税務上の損金として計上できることになる。日貿信方式は、一括償却による有税償却を避ける巧妙な方法と言えよう。日貿信の96年3月期の有価証券報告書においては、「平成8年3月期における新再建計画の進捗状況につきましては、取引金融機関に総額1,034億500万円の債務免除をご依頼申し上げ、この内、新再建計画に同意いただいた先より923億3,800万円の債務免除を実施いただくことになりました」と述べられている。おそらく、日貿信は債務免除を依頼した額とほぼ同額の不良債権を償却したものとみられる。

日貿信方式の問題点としては「債権の分割放棄・償却は貸出先の再建を条件に認められる方式のため、清算される公算が大きい住専向けには難しい、という見方もある」[朝日新聞、95年9月17日]とされていた。同記事はそのため、「住専8社を1、2社に統合し、その会社の再建支援という名目で、各金融機関が分割して放棄・償却する、といったやり方を考える必要がある」という大手銀行の幹部の主張を紹介している。分割償却の声が金融機関の中で高まれば、こうした方法も浮上したかもしれないのである。

これまでの話から理解できるのは、日貿信あるいは住専向けの不良債権を分割償却するといっても、金融機関がその不良債権を分割して償却するのではなく、日貿信あるいは住専がその不良債権を分割償却することによって、それに見合った額の債権を免除する形で「償却」するということである。金融機関がその不良債権を分割償却することは会計原則に真っ向から反することであり、そうしたあからさまな手段はさすがに採用できなかったのであろう。それでも、間接的な形での分割償却を許すという点では、金融機関と大蔵省においては会計原則は軽い存在であると言えよう。

こうした分割償却への気運が高まっていた時期であっても、金融制度調査会の「審議経過報告」

について別の読み方もあった。それは「審議経過報告」において「住専8社の不良債権の合計額は、8.4兆円、うちロスとなる懸念のある部分は、6.3兆円に達する見込みである」と認めている点について、「会計の専門家にいわせれば、それは『今後の不良債権処理にあたって、もはや先送りはできないとの金融機関への事実上の最後通牒』だった」[金融財政事情、1995年10月16日号、10頁]というのである。しかしながら、大蔵省がロスを認めたことをもって最後通牒を意味しているとするのは、この会計専門家が会計の「常識」に立脚するあまりの1つの結論であろうが、金融機関と大蔵省の会計原則に対する態度を見過ごしていたものと言えよう。以下に述べるように、この時期でも大蔵省は分割償却も有力な「選択肢の1つ」と考えていたと思われるのである。

こうした分割償却への気運に水をさしたのが、大和銀行のニューヨーク支店の巨額損失事件である。この事件は9月26日に発覚したものであるが、11月2日になって大和銀行に対してアメリカ連邦準備理事会（FRB）などアメリカの銀行監督当局がアメリカでの業務停止を命令するなど、予想外に厳しい処分を行った。これを受けて、大蔵省は次のように一括償却への方針転換を行ったのである。

「大蔵省は、巨額の不良債権を抱えた住宅金融専門会社（住専）に融資している金融機関に対し、住専を処理した際に負う損失を、原則として一括償却させる方針を決めた。同省は、経営体力の弱い銀行に配慮して、5年程度に損失を分割して償却する方法を探っていたが、大和銀行の巨額損失事件を機に日本の金融システムの不透明さに批判が高まったことなどから、方針を転換した。一括償却の時期については、同省は1997年3月期を見込んでいるが、住専問題からの早期脱却を狙う大手銀行などから『今年度末に一括償却するのが適当』との声があがっており、96年3月期に繰り上がる可能性も出ている。（中略）大蔵省は97年3月期に一括償却させる構えだが、海外での資金調達の際、欧米の銀行から金利を上乗せされている銀行側は『処理を先延ばしすれば、さらに信用を失う』として、96年3月期での一括償却を目指し

始めている」[朝日新聞、95年11月5日]。

このように、大和銀行に対するアメリカの監督当局の厳しい処分をきっかけとして、大蔵省と金融機関（少なくとも大手銀行）はその方針を分割償却から一括償却へと大きく転換したのである。先の記事にもあるように、この時期は、邦銀が国際金融市場で資金を調達するにあたって金利が上乘せされるという、いわゆる「ジャパン・プレミアム」が生じていた。こうしたジャパン・プレミアムは「95年の6～7月に発生し」ており、「その後、95年7月末のコスモ信組の破綻、8月末の木津信組への取付け、兵庫銀行の破綻、9月の大和銀行問題の表面化など、わが国金融システムに対する懸念を深める事件が実際に発生する中、ジャパン・プレミアムはさらに拡大し」、「95年10月にはドル3カ月物の場合で一時0.5%を上回った」[金融財政事情、1996年9月9日号、38頁]とされている。こうした経過から分かるように、ジャパン・プレミアムは日本の金融システムへの不信感を示したものである。こうした最中に、大和銀行事件によって日本の金融システムが、とりわけ不良債権問題が海外から注目されることになり、不良債権問題でも緊急の課題となっている住専向けの不良債権がどのように会計処理されるかがとりわけ注目されたと言えよう。国際金融市場においていわば衆人監視の中で不良債権の分割償却という不当な会計処理を行えば、日本の金融システムが一段と不信をもたれたところであろう。国際金融市場における大和銀行事件が「外圧」として働き、分割償却から一括償却へと大蔵省と大手銀行に方針転換させたものと言えるのである。

大和銀行事件で大手銀行の大勢は一括償却へと決まった。しかし、これに関して2つの問題が出てきた。その1つは、償却をどの決算時に行うかである。これについて「大蔵省は、来年〔96年〕3月期段階では『住専の損失額はあくまでもおおまかな推定額にとどまる』と説明。実際に住専整理の法的な手続きが始まるのは96年度で、融資金融機関がかぶる損失の最終額は、設立予定の『債権回収機関』に不良債権を売却する96年度に判明する、との立場だ。このため、97年3月期に一括処理させることを原則にする方針だ」が、「大手

都銀などの間には、『経営体力がない』とみられるのを嫌がって96年3月期に一括償却したいとの声が出ている」[朝日新聞、95年11月5日]と報じられている。つまり、大蔵省は法的な観点を重視して損失が最終的に確定されるとみられる96年度に償却することを考えた。これに対して、大手銀行はさらけ出された不良債権を即座に償却しないのでは、経営体力がないから償却できないのではないかと深読みされることを心配をしたのである。大手銀行にあっては、大和銀行事件という「外圧」で目覚め、分割償却から一括償却へ、しかも早期の償却へと、その方針が転換しつつあったと言えよう。このことは、「橋本富士銀頭取は7日の全国銀行協会連合会の会長会見で、『住専処理案が12月末までにまとまれば、個別行としては今期に一括処理したい』と明言。三和銀行など住専の主要母体行も与党の金融・証券プロジェクト・チームに対して早期処理の意向を表明したほか、住専向けの債権の多い長信銀や信託業界でも『他が一括なら、うちもそうせざるを得ない』（長信銀）、『一括も念頭に置いている』（中堅信託）と一括処理の方針を固めつつある」[日本経済新聞、95年11月8日]という報道からも理解できよう。

もう1つの問題は、地方銀行の対応である。このように一括償却が大勢となっても、赤字転落を恐れる地方銀行にあっては分割償却は大きな魅力であった。そこで大手銀行とは次のように異なる対応をしている。すなわち、「大手銀行だけでなく、地銀業界でも『一括償却は避けられない』（大手地銀幹部）と判断。全国地方銀行協会の来週の会合では、今後も大蔵省に分割償却も認めるよう要請を続ける一方、一括償却を前提に地銀生保住宅ローンの処理案づくりに入ることを了承し」、また「第二地方銀行協会は7日、大蔵省に対して、住宅金融専門会社（住専）向け債権の処理に伴い発生する損失を一括処理することに反対する意向を伝えた。赤字決算を余儀なくされる銀行が続出する公算があるため、複数年にわたる分割償却を認めるよう要請した」[日本経済新聞、95年11月8日]のである。こうした要請を受けてか、「このため、大蔵省・日銀は、63年の日本硫酸輸出国社の破たんに伴う特別立法など、過去に分割

償却を認めた2件の特別立法を参考にする一方、BISとの折衝も重ね、国際的な批判を招かない形での分割償却の方法も検討している」[読売新聞、95年11月10日]と、部分的に分割償却を行う可能性も探っていたようである。このように、ジャパン・プレミアムに象徴される国際金融市場の反応に敏感にならざるを得ない大手銀行とそうでない地方銀行とで住専に対する不良債権の処理方針が異なっていたと言えよう。また、地方銀行の間でも、それぞれの事情によって処理方針に違いが出たものとみられるのである。

結果としては、96年3月期に一括償却することになるわけであるが、その内容となるとさらに紆余曲折があった。それは次のドラマとなる。

## 2-2 償却方法の決定

住専向けの不良債権を金融機関が一括償却すると決まったら、次はどれだけ償却するか、その金額を決定することが問題となる。この問題で、住専の設立母体の銀行である母体行、その他の銀行である一般行、それに農協などの農林系の金融機関が損失の負担割合をめぐる、官僚と政治家を巻き込んで対決したのである。その一応の決着をみたのは、社会党(当時)の村山富一を首相とする政府が95年12月19日の臨時閣議で住専処理策を決定したときである。この決定は、住専を整理する段階で生じる「一次損失」6兆4,100億円に対して、母体行が3兆5,000億円の債権放棄、一般行が1兆2,000億円の債権放棄、農林系の金融機関が5,300億円の贈与、国が財政資金から6,850億円の投入を行うというものであった。この国家予算からの資金投入に対する批判の高まりの中で、翌96年1月5日に村山首相は退陣を表明し、11日に自民党の橋本龍太郎を首相とする新内閣が発足した。26日になって、連立内閣である政府・与党は、住専処理機構に移される債権で回収不能と見込まれる1兆2,000億円余りの半分を国の財政資金でまかなうという「二次損失」の処理策を決定した。一次損失と二次損失で合わせて1兆円を超える財政資金を投入することになるところから、国会審議が難航することになったのである。

26日の政府・与党の決定に先立って、住専の母

体行は大蔵省から処理案の提示を受けて、それを了承している。これを伝える記事によれば「大蔵省から住専処理最終案の提示を受けた住専母体行は25日、最終案を大筋で了承するとの回答を正式に伝えた。各行は個別の負担割合などを最終調整したうえで、2月中に住専向けの債権の放棄を取締役会で正式決定、それに伴い3月期の業績予想を修正する」予定となっており、また「大蔵省は住宅金融専門会社(住専)処理案が固まったのを受け、金融機関が96年3月期に不良債権を償却する際の対応をまとめた。住専向けの債権の放棄や住専処理機構への低利融資について、国税庁との協議の上、無税扱いを認める方針を固めた」[日本経済新聞、96年1月26日]とされる。この時点では、大蔵省も住専処理法案が成立すると見込んで、償却を97年3月期ではなく96年3月期で行うことを認めていたのである<sup>(1)</sup>。

ところが、6,850億円の財政資金の投入を盛り込んだ96年度予算案をめぐる野党である新進党が強硬に反対したため、大蔵省の描いたシナリオは狂った。新進党は3月4日から、予算案を審議する衆議院予算委員会の部屋の前でピケを張り、予算委員会の開会を阻止するという行動に出たのである。しかしながら、この新進党の戦術は、住専向け資金投入に反対する国民の共感を得ることはできなかった。行き詰まりをみせていた新進党の戦術を変えるきっかけになったのは、24日に行われた参議院の岐阜選挙区の補欠選挙である。この選挙において、与党3党の推薦する立候補者が新進党、共産党の公認候補を破ったのである。新進党は25日にピケを解除するに至ったが、資金投入を盛り込んだ予算案が衆議院で可決されたのは4月11日のことであった。

3月末に向けて96年3月期決算の修正予想を発表する時期が迫ってくるとともに、金融機関は住専向けの不良債権に対する償却方針を決定することになる。その償却方針が大蔵省のシナリオと異なってきたのである。以下、少し長くなるが、この間の状況を伝える記事を引用することにする。

「債権放棄・無税償却を目指す長信銀、地銀、第二地銀と、有税償却に傾いた都銀、信託銀一。決算上の技術的な問題をめぐって、金融界の判断

は真っ二つに分かれた。民間銀行は当初、3月初めには予算案が衆院通過し、年度内に債権を放棄して無税償却するというシナリオを描いていたが、各行の経営状況、大蔵省の思惑、政治情勢が複雑に絡み合い、3つの局面で判断の違いが生じた。

第1幕は96年度予算案の95年度内通過がほぼ絶望的になった今月中旬から、三和、日本興業、日本長期信用の3行が業績修正を発表した21日まで。住専向けの債権が多く、有税か無税かの影響が大きい興銀と長銀は、見切り発車で当初の想定通り、無税償却を前提にした業績修正に踏み切った。政府案の枠組みを堅持し国会審議の促進材料になることを期待した大蔵省と、長信銀2行の思惑が一致した。ただ、減配、赤字を早く投資家に開示したいと考えた三和銀の修正は、無税償却を前提にしながら、有税をも視野に入れたものだった。

第2幕は24日の参院岐阜補選をはさんだ攻防。都銀の多くは選挙前に有税償却やむなしとの姿勢に傾いていたが、選挙前に発表すると選挙に微妙な影響を与えかねないと判断し、発表は見送った。

一方、もともと利益水準が低く、処理が有税か無税かで赤字か黒字かが決まる地方銀行や第二地方銀行は、都銀の動きにあせりを募らせていた。そこで流れを変えようと、選挙の翌日、地銀、第二地銀の代表者がそれぞれ集まって債権放棄で合意した。それが都銀の判断にも影響を与え、流れが債権放棄に変わるとの期待があった。

第3幕は26日の都銀、信託銀の業績修正発表。都銀、信託銀は地銀の『サイン』をよそに、有税償却を前提に修正した。赤字決算が経営不安につながる可能性の小さい大手銀行はむしろ、先行放棄に対する株主代表訴訟のリスクを恐れたのだ。

発表に立った銀行幹部は口々に『有税償却でも政府案は崩れない』と大蔵省への配慮もみせた」[日本経済新聞、96年3月27日]。

21日までの第1幕では、大蔵省は無税償却が「政府案の枠組みを堅持し国会審議の促進材料になることを期待した」となっているように、銀行の採用する会計処理方法が予算案や住専処理法案の成立への促進材料となる、そうした意味で政治的な駆引きの材料としても使ったのである。この第1幕での国会、大蔵省、銀行の動きを見ること

にしよう。

不良債権を無税で償却するためには、いくつかの要件を満たさなければならない。その要件のうち銀行側が行うべきものとして、不良債権を放棄するということがある。この債権放棄をめぐる次のように報じられている。「大蔵省は住宅金融専門会社（住専）の母体金融機関の一部に対し、住専向け債権のうち母体分について早急に債権放棄の機関決定をするよう求めた。国会審議の空転で住専処理策の行方が不透明になっているが、金融界が率先して処理策に沿って対応することで処理策の維持を訴える狙いだ。これに対して金融機関側は、予算や関連法案の成立のメドが立たず、無税償却できるかも不明な状態で債権放棄の決定はできないと難色を示している」[日本経済新聞、96年3月13日]。大蔵省が債権放棄を要請した母体分などについては、同記事は次のように説明している。「金融機関は処理策で住専〔8社のうち〕7社向け債権のうち、設立母体である住専向け債権3兆5千億円を全額（母体分）、それ以外の住専向けのうち1兆7千億円（一般分）を放棄することになっている。ただ、事務作業の遅れから一般分について現時点では金融機関ごとの放棄割当額はもちろん、住専7社ごとの放棄総額も確定していない。このため大蔵省が一部金融機関に債権放棄を社内で正式に決定するよう要請したのは放棄額の明確な母体分についてのみ」である。

大蔵省は母体行にその債権を放棄させることによって住専処理策を既成事実化することを狙ったとみられる。政権党である自民党の首脳も大蔵省のこうした動きに同調した発言をしている。すなわち、「自民党の山崎拓政調会長は12日、党本部で記者団と懇談し、住専の債権を引き継ぐ住専処理機構の発足が当初予定の4月1日からずれ込んだ場合の影響について『金融機関は無税償却ではなく、有税償却をすることになる』と述べた」[日本経済新聞、96年3月13日]という<sup>(2)</sup>。前述したように、有税か否かの判断は国税庁が決定することである。そうした判断を自民党の政調会長が述べることはまさに政治的な発言であり、これは直接的には金融機関に対して有税償却の「脅し」をかけたものであり、間接的には法案成立のために金融機関が野党の新進党に働きかけることを狙っ

たものではないかと思われるのである。

さて、債権放棄を要請された母体行であるが、この要請にすんなりと応じることもできない事情があった。こうした「要請に対して民間金融機関は、国会での住専処理策審議の行方が不透明なことから『今の段階で債権放棄を決めれば、後になって法的に責任を追及されることになりかねない』（都銀幹部）と難色を示している」[日本経済新聞、96年3月13日]とあるように、金融機関は株主代表訴訟で役員が訴えられることを恐れていたようである。また、「母体行のなかには『与野党が住専処理をめぐってにらみあっているさなかに、巨額の無税処理を強行すると、銀行たたきが再燃しかねない』（長期信用銀行幹部）という声が多い」[日本経済新聞、96年3月16日]とあるように、不動産融資に巨額の資金を投入してバブル経済に荷担したという批判が強く、税務上の優遇処置を暗示するような言葉である「無税」を冠した償却をすると国会の内外で非難されると金融機関は恐れたのであろう<sup>(3)</sup>。

金融機関が無税償却に踏み切れない理由として他に、大蔵省の要請に応じて債権を放棄したとしても無税になるという保証がなかった点も挙げられる。大蔵省は債権放棄を要請しながらも、「同時に、債権を放棄した後で住専処理に対する6,850億円の財政支出が予算案から削除されたり、住専処理法案が成立しなかった場合にも国税当局が債権放棄の無税処理を認めるかどうかは確約できないと伝えた。『無税と明言すれば永田町に伝わり、かえってマイナスになる』（大蔵省幹部）という背景がある」[日本経済新聞、96年3月13日]というのである。優遇処置であるかのような「無税」を明言すれば野党の新進党などを刺激することになり、国会審議が一段と遅れるというマイナスが出てくると大蔵省幹部は判断したのであろう。また、大蔵省幹部といえども国税庁の判断を先取りすることはできなかったのであろう。

こうした状況から、銀行に対して債権放棄を要請した大蔵省は、住専処理の枠組み（スキーム）の維持に力を注ぐようになり、必ずしも債権放棄にこだわらなくなった。この間の事情を説明するのが次の記事である。「大蔵省は無税償却を債権放棄実現のテコにしようと、一時は一部銀行に

『住専7社のうち1社だけでも関係行が債権放棄で合意すれば無税償却が認められる』とささやいたとされる。しかし日高国税庁長官が強く反発し、『7社全体での合意が無税の条件』との原則を示した。その後は、大蔵省が民間側に国税庁の方針を伝える形で『7社一括』の放棄を強く働きかけたものの、民間側は煮え切らなかった。大蔵省にも与党の銀行批判や、株主代表訴訟に巻き込まれる懸念もあって途中から『強要』は避け、今期中の債権放棄にこだわらないとの姿勢を徐々に全面に出し始めた。大蔵省はこの段階で、『処理策に沿った各行の負担額を引き当てる』ことを新たな条件とするなど、スキームの維持になりふり構わない姿勢を見せた。こうした大蔵省の姿勢のブレが民間銀行の決断を遅らせる要因になったともいえる」[日本経済新聞、96年3月23日]。大蔵省の要請にも関わらず民間銀行側の態度が「煮え切らなかった」のは、前述した理由からである。

しかしながら、銀行側も何時までも態度を決定しないままにしておくこともできない。最初の態度の表明が行われたのは、第1幕の最終日である21日である。この日に日本興業銀行、長期信用銀行、三和銀行の3行はその業績予測修正を発表した。先にも引用したように、興銀と長銀は住専向けの債権が多く、有税か無税かによる影響が大きいため、当初の予定通りに無税償却を前提とした業績予測修正を行い、また実際にも無税償却で決算を行い、それに従って税金の申告を行ったのである。しかし、三和銀行は『『債権放棄は母体行の合意が前提。それが崩れれば引当金を計上する』（望月高世常務）と無税償却と有税償却を両にらみする姿勢を示し』[日本経済新聞、95年3月22日]だが、実際には有税償却を選択することになった。

第2幕は参議院の岐阜選挙区での補欠選挙の直後の期間であり、実質的には25日の一日である。都市銀行は無税償却は困難であると判断していたとみられるが、「住専7社の母体行は投票日の翌日の25日午後には会議を開き、最終的な対応を協議する予定」[日本経済新聞、96年3月22日]となっていた。この協議の内容は不明であるが、決算の結果から判断すると、有税償却に決めたのであろう。ただ、都銀のなかでも富士銀行は22日に有税

償却をする方針を固めていたという。「『住専向けの比重が大きくないため、有税になっても全体の償却計画を変更する必要はない』（富士銀首脳）とみており、決算見通しは変えない方針だ」〔日本経済新聞、96年3月23日〕と報じられている。同じく25日に、先に引用したように、「地銀、第二地銀の代表者がそれぞれ集まって債権放棄で合意した」という。それは、「もともと利益水準が低く、処理が有税か無税かで決算が赤字か黒字かが決まる地方銀行や第二地方銀行は、都銀の動きに焦りを募らせており」、その流れを変えようとしてそのように合意したという。地銀と第二地銀（旧相互銀行）は、都銀と異なり、大蔵省の要請に応じたかのようなのであるが、その実情は有税では決算が赤字になることを恐れたからであると言える。

第3幕は翌日の26日であり、この日に都銀と信託銀は業績予測修正を発表した。先に引用した記事が示すように、「赤字決算が経営不安につながる可能性の少ない大手銀行はむしろ、先行放棄に対する株主代表訴訟のリスクを恐れた」から有税償却を前提とした発表であった。先の記事では第3幕は26日だけであったが、それ以後で地銀などの業績予想の発表が出揃う月末までの期間も含めることができよう。地銀と第二地銀は25日に債権放棄で合意していたものの、地銀協と第二地銀協は「27日付で有税償却も認めるとの結論を加盟行に通知した」〔日本経済新聞、96年3月29日〕という。有税償却という点では都銀の方針と一致しているように見えるが、償却額の決定方法は異なるのである。すなわち、都銀が政府案に従って母体行分と一般行分としての負担額を全額償却するのに対して、地銀・第二地銀の償却額は住専を法律に従って整理した場合に負担するとみられる額であり、政府案よりも負担額が少なくなるころから「一部有税償却」とも称されている。同記事によれば「関係者によると、経営基盤が比較的弱い第二地銀では、協会に加盟する65行の8割程度が一部有税償却を選択する模様」だったそうである。したがって、住専向けの不良債権の処理にあたっての銀行の方針は、政府案に従った負担額のうち母体行分を無税償却して一般行分を有税償却する方法、政府案による負担額を有税償却する方

法、それに法的整理による負担額を有税償却する方法の3つに分かれたことになる<sup>(4)</sup>。

こうした銀行の決定について、「迷走した償却方法」「銀行の自主性希薄」という見出しのもとで次のように述べている記者のコメントが妥当だと思われるので紹介しておきたい。

「他行の決定をにらんで動こうとの横並び意識も垣間見え、依然として銀行界は『護送船団行政』時代のぬるま湯のなかに漬かっているようにみえる。とりわけ、地方銀行と第二地方銀行にそうした傾向は顕著だった。今週初めに無税償却のための債権放棄を申し合わせながら、都銀などの有税償却決定にひきずられて結局有税での償却に乗り換え、『決算すら自ら決められない』との醜態をさらす羽目に陥った。そのうえ、引当額についても政府案に沿った引き当てはできないところが大半で、赤字回避という自分の都合だけが優先している印象は否めない。ある銀行関係者は『大蔵省銀行局に何度となく債権放棄を迫られた状況のなかでは、なかなか有税償却の方向を打ち出せなかった面もある』という。首脳人事の介入には経営の自主性を訴えながら、大蔵省のレールからなかなか外れられない民間銀行の限界と悲哀がうかがえる」〔日本経済新聞、96年3月29日〕。

3月末までに住専向けの不良債権に対する金融機関の償却方針は決定した。本稿でのテーマとして扱うべき会計意思決定の事例としての説明は終わっている。ただ、この意思決定の結果として、6月末の法人税の申告後に国税当局に無税償却が認められたかどうかという点は興味を感じるころであるので補足しておきたい。

これに関して「日本興業銀行、日本長期信用銀行の住宅金融専門会社（住専）に対する貸出金の税務処理を巡り、東京国税局は〔8月〕23日、今年3月期の損金算入を認めない更正処分を通知した」が、「損金処理が認められなかった貸出金は、興銀の日本ハウジングローンに対する3,760億円と、長銀から第一住宅金融への2,367億円。追徴税額は興銀が約2,000億円、長銀が約1,300億円。両行はいったん全額を仮納付したうえで、不服審査請求の場で争うとしている」〔日本経済新聞、

96年8月24日]という。しかし、この両行の他に無税償却を選んだ銀行がただ1行あり、その和歌山銀行には更正処分はなかったという。この違いが生じたのは、無税償却の前提として債権放棄を行った際に、この債権放棄を解除する条件を付けたか否かであった。すなわち、「東京国税局が興銀、長銀への更正通知で判断のポイントとしたのは債権放棄の『解除条件』。住専が仮に今年末までに営業譲渡や解散をしない場合、その時点で債権放棄が失効するとの内容で、万一のケースに備えた債権確保策だった。これに対し、国税当局は『解除条件が付いているかぎり、債権を放棄したことにはならない』と認定、更正措置に踏み切った模様だ。一方、和歌山銀は住専向け債権額が9億8,400万円と比較的少なかったこともあり、『住専が解散しなかった場合でも、株主の理解は得られる』として解除条件を付けなかった」[日経金融新聞、96年9月6日]というのである<sup>(5)</sup>。しかし、興銀と長銀が解除条件を付けなかったら無税償却を認められたかどうかは明らかではない<sup>(6)</sup>。興銀と長銀にとって無税償却を認められなかったことの影響は財務的には他の銀行と同じように税を負担したにすぎないが、「しかし過少申告加算税分に当たる興銀約200億円、長銀約100億円は両行の損失になる」[朝日新聞、96年8月24日]という。いわばこの罰金相当額の加算税分だけ両行が過大に負担したことになるのである。

### 3 ゴミ箱モデルによる解説

#### 3-1 ゴミ箱モデルとは

意思決定のゴミ箱モデルは、「組織の意思決定の多面性やあいまいさそしてダイナミズムを見すえて展開されたものである」[遠田、1985、141頁]。それゆえ、このモデルを理解するには、「多面性やあいまいさ」のない伝統的な合理的意思決定モデルを簡単に説明することから始めなければならない<sup>(7)</sup>。

合理的な意思決定モデルでは意思決定者は、

- ① 相互に矛盾しない目標、したがって首尾一貫した選好基準をもち、

- ② 一組の明瞭な代替案についての知識と、
- ③ 代替案のもたらす諸結果あるいはその確率分布に関する知識をもち、
- ④ 結果を先の選好基準によって順序づけ、その後1つの代替案を選択するもの、

とみなされている<sup>(8)</sup>。

ところが、組織の意思決定は次の点で多面的であったりあいまいであったりする。

- ① 目標や選好基準がチグハグであったり漠然としている、
- ② 行為とその結果との因果関係が確かでない、
- ③ さまざまな決定の場への個人やグループの参加が流動的である。

つまり、合理的モデルの仮定とは異なり、組織の選好は首尾一貫していないことが多く、選好基準はあいまいである。また、代替案と結果との因果関係もあいまいである。さらには、意思決定に誰が参加するのか、また労力と時間をどれだけ費やすことができるのか、あいまいなのである。こうしたあいまいさに覆われている組織の様態は「組織化された無秩序 (organized anarchy)」と呼ばれている。こうした組織化された無秩序は特殊な組織に見られる現象というのではなく、合理的な組織と思われているところでも見られる現象である<sup>(9)</sup>。

ゴミ箱モデルは、そうした組織における意思決定の場をまるでゴミが無造作に投げ込まれたり吐き出されたりするゴミ箱に見たて、次の4つの決定因の流れに注目する。

決定因の第一は、何らかの決定が求められる場としての「選択機会」の流れである。これがゴミ箱に相当する。このゴミ箱は、求められる決定に応じて用意され、不要となれば片づけられたりする。組織には、こうしたゴミ箱である選択機会が現れては消えていくのである。

決定因の第二は、そうした選択機会に出入りする人々の流れであって、「参加者」の流れと言われるものである。特定の選択機会への参加者は固定されているわけではなく、成り行きによって決まったりする。また、参加者は1つの選択機会に参加するだけでなく、別の選択機会にも参加できるのであり、どの選択機会にどれだけ関わるかも

諸々の事柄に依存する。

決定因の第三は、選択機会において議論され考慮される論題の流れであって、「問題」の流れと言われるものである。決定が下される関心事である。こうした問題があるから選択機会が出現するようにも思われるが、問題と選択機会との結び付きは直接的というものではない。問題となりそうな事柄は、それが議論されるにふさわしい場を求めて、選択機会を転々とする。問題は、通常、参加者を通して選択機会に持ち込まれるので、問題の流れは参加者の流れ以上に流動的で不安定なものとなる。

決定因の第四は、「解」の流れと言われるものである。この解は答としてふさわしい問題との出会いを求めて選択機会を転々とする。問題にふさわしい解が求められる場合もあれば、解がそれにふさわしい問題を求めるという場合もある。「ふさわしい」解といっても、必ずしも最適解あるいは満足解というものではない。

組織にはゴミ箱としての選択機会があちこちにあり、そこに参加者、問題、解がゴミとして流入しては流出する。ある時点でゴミとして滞留している参加者、問題、解がさまざまに組み合さって選択機会の様相が決まってくる。その様相は、他の選択機会が変わったり、中味のゴミが変わったりすることによって、変化する。こうした変化を繰り返した後、タイムリミットが迫ったりして決定が下される。あるいは、決定が下されないまま選択機会が空になったりすることもあり得る。

以上はゴミ箱モデルの骨格だけを述べたものである。以下では、ゴミ箱モデルを肉付けしながら、それによって住専向けの不良債権の処理過程を解説することにしたい。

#### 4-2 決定劇の解説

不良債権をどのように会計処理するか、これは最終的には経営者が意思決定することである。したがって、意思決定者は経営者となる。意思決定の合理的モデルでは、経営者の効用が選好の基準となり、どのような選択肢が取り得るかを考え、その選択肢がどのような結果をもたらすかを見極め、その結果を経営者の効用によって評価して最

適解あるいは満足解となる選択肢を選ぶということになる。

あるいは、不良債権の会計処理はこうした意思決定モデルで表されるようなものではなく、会計の理念である「真実な表示」あるいは「忠実な表現」となるよう回収不能の不良債権を機械的に償却すべきものだ、と思われるかもしれない。つまり、償却方法や償却額を決定することに関して経営者の意図的な選択の余地はないというものである。しかし、こうしたことは規範的な立場から言っても、現実の姿から遠いものである。そうした現実の姿を住専向けの不良債権の処理で眺めることにする。

不良債権の償却方法の決定という舞台に登場するのは、金融機関の経営者だけではない。その監督官庁である大蔵省も参加したのであり、しかも本来の意思決定者と見られる経営者よりも主人公らしい振る舞いをしたのである。また、国際金融市場の関係者がこの舞台に参加したともみることができ。なお、この舞台とは金融機関全体として償却方法をどうするかを決定することであり、個別の金融機関が具体的にどの償却方法に決定するかということとは区別される。後者の決定においても、舞台を個別の金融機関に移して、取締役会や役員会を中心とした決定劇を見ることができよう。これらの決定劇もゴミ箱モデルで眺めることができるはずである。

大蔵省は行政指導として金融機関の運営にさまざまな形で介入している。新藤 [1992, 55頁以降] は行政指導の具体的な目的による分類として7つのカテゴリーを挙げている。そのうち「事業の監督・保護のための行政指導」と「秩序の形成・維持のための行政指導」が金融機関に対する大蔵省の行政指導に当てはまるであろう。後者における「秩序」とは、本稿のケースでは日本の金融システムの秩序と行うことができる。こうした目標のための行政指導の一環として、注1で見たように、金融機関における不良債権の償却にまで介入するようになっていたのである。

行政指導は業界団体というエージェントを通して行われることが多いという。しかし、「……行政機関とエージェントの間で、『勧告』『指導』『助言』『要望』といった言葉であらわされる行政

指導の中身がきめられていく。ふつう、こうした協議は密室の中で行なわれており、その事実が公にされるのはまれである」[新藤, 1992, 112頁]という。不良債権の償却方法の決定においても、そうした密室での協議が重ねられたことであろう。しかし、外部の人間には、密室から漏れ伝えられたことや関係者の行動から協議内容を推測するしかないのである。

金融機関の決算については監査法人の監査が行われる。したがって、不良債権の償却方法の決定にも、当然、公認会計士の判断が重視されるべきものである。しかるに、住専向けの不良債権の償却方法の決定という舞台に会計士の姿は見えない。ただ、「一方で、巨額の不良債権償却に欠かせないと見られた分割償却は、当局に対して公認会計士が容認するのは極めて難しいと伝えているようだ」[湯谷・辻広, 1996, 117-8頁]とあるように、一部にしろ会計士が分割償却を不当な会計処理であることを銀行に話していることもうかがえる。したがって、目立たないまでも会計士が参加者として登場していたと言えないことはない。

会計士はいわば黒子役であり、経営者の決定の是非を判断するに過ぎず、会計士が舞台で目立つのは異常な事態なのであろう。そうした「異常な事態」が生じたのは、1996年に起きた阪和銀行の経営破綻である。その9月期の中間決算において監査法人が経営者の意向を押し切り、阪和銀行にとどめをさす結果となったのである。こうした例外的なケースを除けば、舞台に会計士の姿は見えない。その理由としては、会計士に対する大蔵省の力が大きいということが挙げられよう<sup>(40)</sup>。

舞台への参加者とその力関係などは、日本の金融システムや監査システムなどに依存するものである。したがって、こうした経済的・社会的構造が参加者とその振る舞いに影響を及ぼし、最終的には不良債権の償却方法の決定に影響したのである。

こうした舞台がゴミ箱モデルでの選択機会である。この償却方法の決定という舞台は、破綻した住専をどのように処理するかという、より大きな舞台の一部分である。いわば大きなゴミ箱の中にある小さなゴミ箱のようなものである。この小さな舞台は大きな舞台と互いに影響し合い、また同

じ参加者が出演する他の舞台とも相互に影響することになる。

舞台上で演じられる決定劇のテーマとでもいえるべき問題は、直接的には、不良債権の償却である。大蔵省にあっては金融システムの安定・維持が問題であったであろう。個別の金融機関にあっては、組織の維持あるいは経営者の保身といったことが問題としてあったと思われる。こうした問題を解決するような解が求められ、何らかの解が得られて劇は終わるわけである。

こうした解として舞台に最初に浮上したのが分割償却である。会計の規則や辞典には「分割償却」という言葉はない。「一括償却」も同様である。回収不能な不良債権であればそれを即座に償却するのが会計原則に適った処理である。つまり、解としては一括償却しかあり得ないのである。しかし、会計原則に適った処理とは言えない、その意味で不当な処理である分割償却が有力な解として議論されたのである。

前述したように、分割償却の手本となっていたのは日貿信向けの不良債権の処理である。「95年5月2日、日貿信を支援している第一勧業銀行、安田信託銀行など主力取引銀行6行は審査部長クラスの会合を開いた。議題は日貿信の処理方法」であり、「6行のとりまとめ役となっている第一勧業銀行が呈示した処理方法」が分割償却であり、「この方式は大蔵省、日銀の意向を踏まえて民間側が提案した」[日本経済新聞社, 1995, 197-8頁]という。第一勧業銀行が分割償却という「解」をどのような経過で提案したかは不明である。前にも述べたように、1963年に特別立法で分割償却を実施したケースがあったという。第一勧業銀行の担当者が、こうしたケースを既に知っていたか、あるいは大蔵省の担当者から耳打ちされたかどうかは不明である。前回は特別立法で認められた償却方法が、日貿信のケースではひそかに行われたのである。「ひそかに」といっても、こうした分割償却は大蔵省や日銀が認めただけでなく、国税庁も認めたものと推測される。したがって、日貿信が要請する債務免除を金融機関が行えば、国税庁もこれを無税で認めているとみられる。

住専向けの不良債権の処理において、赤字決算を恐れる個別の金融機関からは分割償却を望む声

は出ていた。しかし、先に述べたように、大蔵省が発表した「金融システムの機能回復について」という文書でも、また金融制度調査会の「審議経過報告」でも分割償却への直接的な言及はない。そうした文書における文面の解釈として分割償却が取り上げられただけである。金融システムの安定という名目で間接的に分割償却を取り上げることによって分割償却を認知させようとしたとも解釈できる。分割償却の日貿信方式は、前述したように、会社を存続させることを前提とする。住専のケースでは住専7社を統合してでも存続させることができるのか、はっきりとした判断を下せなかったとも推測されるのである。

大和銀行の「処分」後も大蔵省と日銀が「BISとの折衝も重ね、国際的な批判を招かない形での分割償却の方法も検討して」[読売新聞、95年11月10日]いたという。有能な官僚を揃えた大蔵省のことであるから実質的に分割償却を行えるような手法を編み出すことができたかもしれない。しかし、そうした手法はどのようなものであれ不当な会計処理であると言えよう。

歴史において「もしこうしていれば」という仮定の話をして意味のないことかもしれない。それでも、住専を統合して存続させて日貿信方式の分割償却を行ったとすれば国際的な批判を招いたかどうかを推測してみることも面白いことである。恐らく国際金融市場では批判されたことであろう。国内的にも会計専門家からは不当な会計処理として断罪されたものとみられる。しかし、そうした国内的な評価だけであれば、大蔵省や金融機関は金融システムの安定という名目で押し切ることはできたであろう。そうした意味で、大和銀行事件で国際的に住専の問題が注目されることがなかったら、分割償却が有力な解であったとみられるのである。

日貿信のケースでは実質的に分割償却という不当な会計処理を行ったにもかかわらず、住専のケースとは異なり国際的な批判を浴びることはなかった。こうした事態はゴミ箱モデルでは「注意が希少資源である」という考えから説明できる。「同じ決定でも、参加者が参加できる他の決定の有無によって、それがひきつける注意も異なってくる」[マーチ=ワイシinger-ベイロン、1989、28頁]

と言われる。日貿信のケースでは、住専に比べて不良債権の額が小さかったため（実際は5,000億円もの巨額だが）、国際金融市場の関係者も含めて人々の注意を引かなかつたのではなからうか。日貿信のケースはそれ以後に生じる独立系ノンバンクの処理の1つのモデルであるとみられているだけに、今後も同じような分割償却が行われることも考えられるのである。

こうした注意の配分については、大和銀行事件への対応という選択機会が住専処理という選択機会にも大きく影響したのである。ある大蔵省幹部は「『あの和事件に忙殺されたのが痛かった』と言ったが、それは、農水省と農林系統が水面下で農林族議員に猛烈な根回しを進めていた9月、10月、和事件の処理に労力を奪われ、後れをとったことを意味している」[湯谷・辻広、1996、181頁]という。物理的な時間を大和銀行事件に割かざるを得なくなり、住専処理という選択機会（大きなゴミ箱）に注意を配分することができなかつたのである。不良債権の負担割合の決定で一般の金融機関は農協系の金融機関に押されたわけであり、不良債権の負担額が増加し、ひいては貸倒償却額も大きくなったのである。また、物理的な時間不足は、償却方法の決定という選択機会（小さなゴミ箱）においても分割償却を工夫するための時間を奪ったのではないかと思われる。参加者の注意の配分によって意思決定が左右されるということは、合理的モデルでは想定されていないことであろう。

一括償却を行うことの障害は、赤字決算に陥ることと、国際決済銀行（BIS）の自己資本規制に抵触すること、この2つの恐れである。大和銀行事件の以前でも、既に住友銀行が95年3月期決算で赤字決算を行っている<sup>(11)</sup>。しかし、個別の銀行あるいは経営者にとっては赤字決算はできれば避けたいものである。BISの自己資本規制で示される8%の自己資本比率を下回ってしまうと国際業務から撤退しなければならない。赤字決算あるいは自己資本比率が気になる銀行には、一括償却はおいそれとは取り得ないものであったのである。また、大蔵省と日銀にとっても分割償却は金融システムの維持・安定という目的に適うものであった。つまり、分割償却は金融システムの維持・安

定に意味があったのである。先に取り上げたように、大蔵省の「金融システムの機能回復について」と金融制度調査会の「審議経過報告」において暗に分割償却が持ち出されていた。これは分割償却という会計の技法に意味づけを行い、社会的な認知を得ようとしたものと解釈できる。

ところが、大和銀行事件によって分割償却のもつ「意味」に大きな変化が生じたのである。つまり、国際金融市場では住専向けの不良債権は周知の事実になったのであり、それを一括して償却しないようでは日本の金融機関は不信を持たれるようになったのである。また、個別の金融機関にとっても経営体力がないから償却できないのではないかと疑われるようになった。日本の金融システムの維持・安定にとってプラスの意味をもつはずであった分割償却がマイナスの意味をもつようになったのである。「正解」と思われた代替案が望まれた結果を生まなくなったと言えよう。ゴミ箱モデルでは、前述したように、代替案と結果との因果関係もあいまいである。大和銀行事件は、分割償却という代替案が結果に対してもつ因果関係を、つまり解としての代替案の意味を変えてしまったのである。

ただし、大和銀行事件によって不良債権の処理に対する金融機関の姿勢が変化したかどうかとなると疑問である。すなわち、不良債権を積極的に公表する気はなく、その償却も赤字を恐れて早期に一括して行うまでには至っていないのである。利益が出る範囲で段階的に償却していくというのが金融機関の経営者の多くの考えであると思われる。住専向けの不良債権のように、人々の注目を浴びたケース、あるいは特定の金融機関が先行して償却したようなケースでは、金融機関は遅れることなく償却を行うのである。後者の例としては、東京三菱銀行が共同債権買取機構に持ち込んだ債権についてその担保不動産の目減り分だけ償却したというケースが挙げられる。それは、「大手銀行が黒字を前提に不良債権の償却額を詰めていた2月初め、銀行界に衝撃が走った。『東京三菱銀行が共同債権買取機構の担保不動産に発生した含み損を今期決算で処理する』という情報が駆け巡ったからだ。……この情報を察知した他の大手行は行内で緊急協議。『後れをとるわけにはいかない』

とこぞって処理する方向に傾いた」[日本経済新聞、97年3月6日]というものである。同じ記事によれば、東京三菱銀行は「会計事務所から同機構の含み損の存在を指摘され、今期に処理する意向を固めた」という<sup>(12)</sup>。不良債権の償却を積極的に行う気はないが、他行が行って自行が行わないとなれば「償却するだけの体力がない」などと疑われてしまう。それゆえ、仕方なしに償却をするというものである。

償却に対する金融機関の経営者のこうした態度は、金融機関の情報開示に対する金融・資本市場の関係者の態度に大きく依存していると思われる。すなわち、不良債権などのように金融機関にとって好ましくない事態が生じているとみられる場合、それを市場関係者にはっきりと開示するほうがいいかどうかである。開示しなければ株価が下がる、格付けが下がる、預金を取り崩されるなどといった事態が起きなければ、金融機関は開示に前向きにはならないであろう。ノンバンクや建設会社向けの不良債権が明瞭に開示されていないとみられる現在の状態は、積極的に開示しないでおくほうが得策であると金融機関が判断していることを示すものだと言えよう。したがって、金融機関の不良債権の開示・償却を怠らせる原因の1つには、開示に対する消極的な姿勢を許容する市場関係者の態度がある。つまり、疑惑があってもはっきりとは知らされないほうがいいという態度が日本の市場関係者にあるとみられるのである。

大手銀行は一括償却へと方針を変換したが、国際金融市場の目を気にしないで済む地方銀行にとっては分割償却は依然としてプラスの意味をもっていた。これは前述の地方銀行協会などの要望から分かる。しかし、大蔵省には分割償却を工夫する余裕が時間的にもなかったと言えよう。こうして金融機関は住専向けの不良債権を一括して償却するという、会計原則からすれば当然の選択をすることになった。しかし、その一括償却でも金融機関によって具体的な方法が異なったのである。

95年12月からは、住専をどのように処理するか、この選択機会（大きなゴミ箱）は国会審議の波乱で大きく揺れ動いた。国の財政資金を投入するという、いわゆる公的資金導入に対して国会の内外で批判が高まった。国民も参加者として舞台に登

場してきたのである。勢力がじり貧になっていた新進党は、国民という参加者を意識したと思われるが、ピケを張って審議を阻止するという行動に出た。しかし、新進党のピケ戦術には国民の賛同も得られなかったようで、行き詰まっていたピケ戦術を解除するきっかけになったのは3月24日の参議院岐阜選挙区の補欠選挙の結果である。新進党がじり貧の党勢を挽回するための多分にパフォーマンス的なピケ戦術は、大きなゴミ箱の整理を遅らせ、ひいては小さなゴミ箱の決定内容にも大きな影響を与えたのである。

不良債権の償却方法の決定という選択機会（小さなゴミ箱）は、分割償却か一括償却かという議論から、どれだけの償却を行うか、また償却を有税で行うか無税で行うかという議論へと変わってきた。これらの議論は、大きなゴミ箱における決定が行われた後に行われるべきものであった。しかし、国会審議の遅れによって大きなゴミ箱の整理は4月以降にずれこむことになり、その中にある小さなゴミ箱のほうが先に3月31日の決算日という整理すべき時を迎えてしまったのである。すなわち、金融機関は決算日の前に業績予測修正を公表することになっており、そのためにも業績に大きな影響を与える住専向けの不良債権の償却方法を決めなければならなかったのである。

大蔵省は、先に述べたように、国会が紛糾している渦中であっても住専の母体行に対して債権放棄を求めた。これは小さなゴミ箱における決定によって住専処理案を既成事実化して、これによって大きなゴミ箱における決定に影響を与えようとしたのであろう。しかし、債権放棄を求めた大蔵省も、それが無税で行えるという保証は与えなかった。無税か有税かの決定は国税庁の権限であるので、大蔵省も先走ったことは言えないのであろう。むしろ、大蔵省が危惧したのは、無税を明言すれば新進党を刺激することにもなり、国会審議をさらに紛糾させてしまうということであった。

金融機関にとっても、債権放棄による無税償却を行うには2つの障害があった。1つは、国会で住専処理案が可決されないうちに債権放棄を決めれば、株主代表訴訟によって経営者が責任を追及されるかもしれないということである。住専処理案によって法的な責任の限度を超えて住専向け

の不良債権を負担することにおいても株主代表訴訟を起こされる心配もあるのに、処理案が可決される前に債権を放棄することは一層受け入れがたいものであったと言えよう。償却方法の決定という選択機会に、少なくとも表舞台での参加者ではなかったものの、経営者にとっては存在感があるものとして株主が登場したと言えるのである。あるいは、金融機関の経営者が債権放棄を拒否する口実として株主代表訴訟を使った疑いもあるが、これは推測に過ぎない。

もう1つの障害は、償却を無税で行うということに対する国会議員や国民の反応である。償却が有税か無税かということは税務上の処理に過ぎない。住専向けの不良債権の処理についていえば、有税であれば96年度の決算において法人税などを負担し、無税であれば97年度に負担をするという、法人税の支払時期の違いに過ぎない。ただし、有税償却であれば96年度の決算における税負担が大きくなるので当期利益が大幅に減少する、あるいは当期損失が大幅に増大する。それゆえ、経営者が利益数値を気にする場合であれば、有税償却の負担感は強いであろう。しかし、注2で述べているように、無税償却に比べて実質的な負担は納税額の利子分が増えるだけである。金融機関は、無税償却を言い出した場合に生じるとされるシンボリックな影響を恐れたのである。つまり、「無税」という言葉が税務上の優遇処置であるかのようにみられ、国会の内外での銀行批判を一段と煽るのではないかという恐れである。そうした意味で、国民が小さなゴミ箱に参加者として登場したともみられるのである。また、「無税」という言葉がその実体を離れて一人歩きをしたのであり、無税償却という解とその結果の因果関係を攪乱させたとみることができる。

さて、決算日の直前における業績予測修正の発表が近づくにつれて、金融機関と大蔵省を中心とした、全体としての償却方法の決定というゴミ箱は次第に整理されてきた。このゴミ箱の整理と並行して、個別の金融機関が具体的にどの償却方法を採用するかという段階になってきた。すなわち、個別の金融機関には償却方法の決定という選択機会が、それも短期に決着をつけなければならぬものとして生じたのである。こうした選択機会も

ゴミ箱モデルによって解説されるべきものである。

前述のように、3月21日に興銀、長銀、三和銀行の3行が先頭を切って業績予測修正を公表した。住専向けの不良債権の償却額は興銀で約5,000億円、長銀で約3,000億円、三和銀行で約2,800億円であると推測される<sup>(13)</sup>。当期損失は興銀が1,325億円、長銀が1,129億円である。有税償却を選択すればそれぞれの追徴額の約2,000億円と1,300億円だけ法人税・住民税が増え、当期損失もそれだけ多くなったとみられる。したがって、これだけ巨額の当期損失を計上すれば経営者の責任が一段と厳しく問われかねないところから、無税償却が選択されたものと思われるのである。これに対して、三和銀行の場合は、有税償却を行った決算においても法人税・住民税の申告額は180億円であり、たとえ無税償却を選択したところで最大限でその180億円がなくなるにすぎない。したがって、その額だけ当期損失2,795億円が業績予想修正の数字である2,600億円に近くなるにすぎず、業績の大勢に影響しない。こうしたことから三和銀行は決算数値の影響を気にするよりも、大蔵省の「顔を立てる」ことに気を使って無税償却での業績予測修正を発表したのではなからうか。他の都市銀行にあっても同様であり、有税償却を選択してもさほど法人税・住民税は増えず、当期利益には大きく影響しなかったとみられる。この点では、有税か無税かの選択が当期利益に大きく影響する興銀・長銀と地方銀行・第二地方銀行とは違っていたのである。

小さなゴミ箱の整理の前に小さな波乱があった。都銀の姿勢に対する地銀と第二地銀の「反乱」である。参議院の補欠選挙の翌日の25日に地銀と第二地銀の代表者がそれぞれ集まって債権放棄で合意したというのである。それまでは興銀・長銀と都銀と大蔵省が主たる役者として演技していた舞台に地銀と第二地銀が参加者としていきなり登場してきたのである。それまで舞台の脇に待機して進行状況を眺めていたが、都銀が有税償却に傾いていたことに焦って舞台に思わずしゃしゃり出たという感じである。

地銀と第二地銀が舞台に出てきたのは、都銀と同様に大蔵省から債権放棄を迫られていたことと、有税償却では赤字決算の銀行が続出することを懸

念したからであるとみられる。地銀と第二地銀が大蔵省と赤字決算を恐れるのは都銀以上であろう。しかし、25日に無税償却を言い出しておきながら、都銀の方針が出揃った後の27日には地銀協と第二地銀協はその加盟行に対して有税償却も認めるという通知を出したというのである。地銀と第二地銀で無税償却を行ったのが和歌山銀行だけだったところから、25日の無税償却の合意はまさに一芝居を打ったものだと言えよう。この芝居にもかかわらず、金融機関の全体としての償却方法の決定という選択機会においては大勢として有税償却が解として選択されることになったのである。

地銀協と第二地銀協が27日に出したという通知の内容が、有税償却でもどのような方法を指示したのか、あるいは指示しなかったのかは分からない。いずれにせよ、地銀と第二地銀の各行はそれぞれの判断で償却方法を決めなければならなくなった。横並び意識の強い銀行ではあるが、「ミエ、営業、余力の三要素が絡み合い響くため、各行の横並び維持は難しい」[日経金融新聞、96年3月28日]とあるように、回収不能とみられる額を償却するという会計的な判断ではなく、会計外的な要素も考慮して独自の判断を下すことになった。その結果、銀行によって償却方法が違ってきたのである。

償却方法の違いといっても、無税償却を選択したのは和歌山銀行だけであるので、他の銀行は有税償却を選択したことになる。大きく違ったのは、償却額の決定方法である。都銀と同じように母体行分の貸出は全額償却し、一般行分の貸出は半額程度を償却するという決定をした銀行もある。貸し手責任によるプロラタ方式(注4の③の方式)によって決定したという銀行が実際にあったかどうかは不明である。ただ、4月初めまでに業績予測修正を発表した地銀・第二地銀にあっては住専向けの貸出の半分程度を償却するという銀行も多かったようである。この半分程度というのはプロラタ方式による金額に近いものであるが<sup>(14)</sup>、各銀行がプロラタ方式での負担額を参考にしたかどうかは不明である。どのように償却額を決定したのか、各銀行の経営者はそれなりに「合理的」に意思決定を行ったのであろうが、ゴミ箱モデルによって読みとるべき決定も多かったのではないかと推

測されるのである。

無税償却を選択した興銀と長銀は、債権放棄を解除する条件を付けていた。結果としては、この解除条件が東京国税局によって無税償却を否定する根拠にされたわけである。興銀と長銀は株主代表訴訟に備えて解除条件を付けたものとみられるが、解除条件を付けるという「解」に対して国税局が有税という結果を出すという因果関係を予想したであろうか。こうした因果関係のあいまいさもゴミ箱モデルが想定するところである。

#### 4-3 ゴミ箱モデル適用の意義

意思決定の合理的モデルは経済学や経営学に限らず、人間行動の説明原理として有力なものである。例えば、「経済学、政治科学、心理学、言語学そして人類学において行動の意図的選択モデルが盛んなのは、それが、人間行動の1つの像（ビジョン）として魅力がある証拠である」[マーチ=ワイシンガー-ベイロン, 1989, 16頁]とされている。そうした合理的モデルでは、個人あるいは団体の行為を説明する場合、次の2つの主張を含んでいるという。すなわち、「1つは、誰かがそれを起こすように決定した、という主張。2つ目は、その決定は、それを決めた者の私利（セルフ・インタレスト）にかなったから下された、というものである」[マーチ=ワイシンガー-ベイロン, 1989, 17頁]。会計の意思決定でいえば、決定をするのは経営者であり、しかも経営者の私利によってその決定を下すということになる。

現在の実証的会計学の基礎にはエイジェンシー理論があるとされるが[飯野, 1994, 5頁; 井上, 1995, 209頁], この理論も洗練された合理的モデルに基づいている<sup>(15)</sup>。それゆえ、エイジェンシー理論による経営者の会計行動の説明は、人間行動の1つの魅力ある像による説明であるから、それなりの意義は認められよう。住專向けの不良債権の償却方法の選択の場合でも、合理的モデルで説明されるような部分なり局面なりがあっても不思議ではない。しかし、いわば時間と空間との関わりで合理的モデルはゴミ箱モデルよりも限定されていると思われるのである。

時間の点では、ある学校での意思決定において

ゴミ箱モデルを適用した研究で次のように述べられていることが参考になる。すなわち、「さらにわれわれの観察によれば、タイムスパンが重要であるように思える。決定過程の個々の局面は、短期でみればかなり意図的な[合理的モデルの]ものと描かれるかもしれないが、全体としてとらえた過程はゴミ箱モデルで記述した方がよい。われわれの研究の場合でも、タイムスパンを拡げるほど、ゴミ箱モデルによる記述がそれだけふさわしくなる」[マーチ=オルセン, 1986, 163頁]。このように、時間の幅を広く取れば、ゴミ箱モデルが意思決定の状況をより適切に記述できる場合も多いのではないと思われる。なお、「より長期の展望の下では、意図的モデルでもゴミ箱モデルでもない、よりすぐれた他のモデルが得られることは、多いにありうる」[マーチ=オルセン, 1986, 167頁]と言われるように、より長期的な場合には、別の優れたモデルも考えることもできる。

また、空間という点では、イギリスにおける付加価値会計の変遷をその社会的コンテクストとの関連で考察したバーチェルらの研究が参考になる。彼らは次のように述べている。

「われわれは、利害関係者の特定の布置に、というよりは会計に利害を持つ集団が存在するようになるプロセスに一層の関心があるのである。(中略) エイジェンシー理論家はそのモデルを利己心の理論として提示しているが、われわれは利己心、あるいは特定の政策的立場が実際にどのようにして出来あがるのかということに関心がある」[Burchell, *et al.*, 1985, p.408]<sup>(16)</sup>。

利害関係者の特定の布置も含む社会的コンテクストをバーチェルらは「会計コンステレーション(星座)」と呼んでいる。この会計コンステレーションは経営者や利害関係者がどのような利害を持つようになるかが示される場所あるいは舞台であり、経営者の利己心はそうした場所あるいは舞台において発揮されるとみられる。彼らを取り上げたのは、そうした場所あるいは舞台とそこに演じられた付加価値会計の変遷との関係である。その会計コンステレーションについて、彼らは次のように

述べている。すなわち、「……会計コンステレーションは一枚岩ではないということにその特徴がある。……このようにみれば、会計コンステレーションはある明確な支配原理に関連して通常理解されるようなシステムないしは実体というよりはゴミ箱である」[Burchell, *et al.*, 1985, p.402]。彼らは会計コンステレーションを、まさにゴミ箱モデルでいうゴミ箱と考えていたのである。しかしながら、彼らはそのように指摘するだけであり、ゴミ箱モデルでの解説を試みているわけではない。彼らの会計コンステレーション論は意思決定に焦点を当てているわけでもない。むしろ、ゴミ箱モデルは、経営者の合理的な意思決定モデルと会計コンステレーション論との間に位置するとみられるのである。長期的な展望ではゴミ箱モデルよりも優れたモデルがある可能性について先に述べたが、空間的な広がりについてもゴミ箱モデルよりも会計コンステレーション論のほうが広いのではないかと思われるのである。

こうした関係を知るには、次のメタファーが役に立つであろう。

「丸くて一方に傾斜しているいくつかのゴールがあるフィールドで人々がボールを蹴っているサッカー場を想像して欲しい。(全てではないが)多くの人々が好きな時に、ゲームに加わったり抜け出たりできる。ある人はゲームにボールを投げ入れたり蹴り出したりできる。ゲームに加わっている人は、自分の近くに来たボールを好きなゴールに向けてあるいは好きでないゴールからはなるべく遠く方向にキックしようとしている。フィールドの傾斜は、ボールの転がる方向や入れられるゴールに一定の偏りを与えるが、個々の決定がどんないきさつでいかなる決着になるかは容易に予測できない」[マーチ=オルセン, 1986, 213頁]。

ゴミ箱モデルの意思決定は、この奇妙なサッカー場で行われるゲームにたとえられている。参加者は利己から得点を得ようとしてボールを蹴るが、他の参加者もあり、ゴールもいくつかあるので、蹴ったボールは思わぬ方向に行くかもしれない。このメタファーからマーチらは、「組織意思決定のケース・スタディによれば、ゴミ箱過程は、組

織文化や風土の特徴に左右される」として、「ゴミ箱状況での決定が、全くデタラメに揺らぐのではなく、サッカー場の“傾斜”にたとえられるような、組織的な偏向を生み出す確信、規範あるいは制度といった脈絡の中で揺らぐ」[マーチ=ワイスンガー-ベイロン, 1989, 25頁]としている。

バーチェルらが論じる会計コンステレーションは、こうしたサッカー場のフィールドの傾斜を指すものであると言えよう。文化や制度、規範などに表される「傾斜」は、バーチェルらが会計コンステレーションを構成するとしているさまざまな実践領域において、またその時々によって異なってくる。それゆえ、ある特定の実践領域での変化は全体としての会計コンステレーション、すなわち会計の意思決定のフィールドの「傾斜」を変えてしまう。また、大和銀行事件や住専事件のように突発的な事件が生じて急激に「傾斜」が変わってしまうこともあるのである<sup>(17)</sup>。意思決定のゴミ箱モデルは、こうしたフィールドの「傾斜」や突発的な出来事の発生によって意思決定が左右されるという現場の状況を適切に表すものと言えよう。そうしたものとして、バーチェルらが会計コンステレーションをゴミ箱とするのは、ゴミ箱の形状あるいはゴミ箱の置かれている状況を示すものと理解したい。そうしたゴミ箱の中で意思決定が行われるのである。

バーチェルらの会計コンステレーション論は、付加価値会計を選択する意思決定を扱うというよりは、付加価値会計が変遷する状況を主として扱っている。そうした意味で、意思決定のプロセスをゴミ箱モデルで解説するよりは、意思決定の社会的コンテキストである会計コンステレーションを扱う方が扱う領域が広い、つまり空間的には広いことになる。また、時間的にも長い期間が扱われることになる。

本稿で扱った償却方法の決定においては、その社会的コンテキストが直接の主題にされることはなかったにしても、そうしたものが決定を大きく左右したことは理解できよう。そうした社会的コンテキストとしては、会計基準、行政と業界の関係、自己資本規制やジャパン・プレミアムに代表される国際金融市場などを挙げることができよう。それぞれに、これまでの歴史を背負った存在であり、

償却方法の決定に大きく影響しただけでなく、今回の償却方法の決定劇によって逆に影響されている面もあるのである。

ここでの会計基準とは、単に商法や企業会計原則、法人税法、銀行経理規定といった会計規則だけでなく、公認会計士の監査態勢なども含めている。住専向けの不良債権の償却では、償却を実施する手続、その償却を無税とするか有税とするかの手続、会計士の監査態勢などが一般の会計基準の適用する場面と異なっていたと言えるのである。また、東京三菱銀行のようにアメリカの会計基準に従って財務諸表を作成する銀行が出てくると思われるが、そうなれば会計の意思決定においてもアメリカの会計基準を意識するようになってくることも大いに考えられる。

行政と業界の関係は大蔵省と金融機関の関係であり、天下りや護送船団方式などに象徴されるような政治権力と行政・業界の利害との複雑な関係がその内容になっている。会計処理の面でのこれまでの大蔵省と金融機関の関係は「官民互惠」[醍醐, 1990, 59頁]と称されるように、大蔵省が金融機関の会計に対して時には不当とも思われるような介入を行っているにもかかわらず、それによって金融機関も恩恵を受けるといえる、いわば持ちつ持たれつの関係であった。そうした関係が大和銀行や住専の事件を生み出した土壌ともなっていたのである。しかし現在では、住専だけでなく銀行や保険会社の破綻にも大蔵省の責任が問われている。また、96年の国会で「金融機関の健全性確保のための関連法」が成立し、97年には金融監督庁の設立が決まるなど、金融機関が大蔵省に依存せずに独立の経営判断を行うことが求められるようになってきている。しかし、大蔵省が金融機関に対する行政指導による介入を止めるかどうか、その権力の源泉であるだけに疑わしいものである。こうした一連の事件によって、さらに日本版ビッグバン（金融大改革）の進行に伴って、大蔵省と金融機関の関係がどのように変化するのか、注目される場所である。こうした官民の関係の変化が金融機関の会計変化を引き起こす契機になるとみられるのである。

国際金融市場は、自己資本規制を行っている BIS、大和銀行事件にみられるアメリカ当局、ジャ

パン・プレミアムに象徴される市場そのものの動きなど、不良債権の償却方法の決定に影響を与えた。金融市場におけるこうした「外圧」は、今後ともさまざまな形を取って現れると思われる。金融派生商品などを時価評価することになっているが、これは国際的な会計基準の影響であるとともに、日本の金融機関が国際金融市場で活躍するためにも必要な処置でもあったと言える。このようにさまざまな面で国際金融市場の動向が会計の意思決定にも影響するようになってくるのである。

会計意思決定をゴミ箱モデルで解説することは、それを取り巻く社会的コンテクストをも視界に入れることを容易にしてくれる。それゆえ、パーチェルらの会計コンステレーション論と連携することができるのではないかと思われる。住専向けの不良債権の会計処理の決定においても、日本の金融機関が置かれている現在の状況との関わりで眺めることができたのである。

#### 4 おわりに

本稿は、会計意思決定の事例をゴミ箱モデルで眺めるという試みである。同じゴミ箱モデルを用いても、眺める人が異なれば異なる解説を行うかもしれない。また、舞台上で演じられた劇を新聞記事などが伝える情報から多分に推測も交えながら眺めたと言える。それゆえ、より適切な情報が入手できておれば、多少とも異なる眺め方ができたかもしれない。

本稿においてゴミ箱モデルを適用したのは、会計変化とその前提となる会計変異を説明する方法としてゴミ箱モデルが1つの有力なものであると考えたからである。会計変化と会計変異とは、言語学において言語変化 (language change) と言語変異 (language variation) と言われているものの会計版である。言語変化は単語や発音、意味などの変化であり、言語変異は地域や状況による単語や発音、意味などの違いである。これらの会計版について簡単に言えば、会計変異は例えば棚卸の評価方法や減価償却法のように、同じような事象に対して適用される処理方法が異なることであり、会計変化はこうした処理方法を変更することである。

言語変化と言語変異は社会言語学では別個の領域として扱われるものであるが、それらの関係も取り上げられている<sup>(18)</sup>。例えば「……変化はすべて変異を含む。その逆は必ずしも正しくない。変異は変化がなくても存在し得るのである」[Aitchison, 1991, p. 90]。こうした言い方からすれば、当たり前のようにあるが、会計変異がなければ会計変化はないということになる。しかし、この当たり前のような言語変化と言語変異の関係を発見したのは社会言語学者のラボフであった。彼は、多くの言語学者が無視していた言語変異に注目して、それが進行中の言語変化を示す場合もあることを発見したのである[Aitchison, 1991, p. 38]。

社会言語学者のワードホーは、言語変化の最も重要な2つの要因として、言語変異の存在と社会的な圧力とを挙げ、それが相互作用した結果が言語変化であると説いている[Wardhaugh, 1992, p. 215]。社会的な圧力とはサッカー場の「傾斜」と言えよう。そうした社会的な圧力という「傾斜」があるなかで、話し手は社会的心理などにも動かされながら、ある言語変異から別の言語変異へと移っていくようになり、話し手の大勢が移行し終わると言語変化が生じたことになる。

本稿で取り上げた不良債権の償却方法決定の事例は、それだけでは会計変化にも会計変異にも該当しないかもしれない。すなわち、分割償却、無税償却、有税償却、一部有税償却などといった方法が会計変異であるかどうかは一概には言えない。また、分割償却の議論が起きてから立ち消えになり、そして特定の償却方法を採用するに至るまでの経過はある意味では歴史であるが、これが会計変化に該当するかどうかは明らかではない。これまでの償却方法と異なる方法を採用したと、明確には言えないからである。住専向けの不良債権の認識が金融機関によって異なっていたとも言えるのである。しかし、この不良債権の認識を各金融機関ができるだけ正確に行おうとした結果として償却方法が分かれたというものでは決してない。社会的なコンテクストである金融機関を取り巻く状況において、さまざまな利害の渦中であって、各金融機関は特定の償却方法を選択したのである。

こうした選択のプロセスこそがゴミ箱モデルによって表されるようなものである。また、そのようなプロセスが会計変化や会計変異を生じさせるメカニズムとも共通していると考えられるのである。

会計変化の研究は「新しい会計史」の1つとして位置づけることができる。この「新しい会計史」の特徴の1つとして「方法論の多元化」が取り上げられている[Miller, *et al.*, 1991]。哲学者のフーコーや社会学者のギデンス、ハーバーマスなどの社会理論が会計変化の研究に援用されているのである<sup>(19)</sup>。ゴミ箱モデルは会計変化の研究だけでなく会計変異の研究にもこうした社会理論と競合する方法論としてではなく、協力し合うものとして利用できるものと思われるのである。本稿はこうした方向でのささやかな試みである。

#### 注

- (1) 不良資産の償却を無税扱い（つまり損金算入）で認めるか否かは大蔵省ではなく徴税当局である国税庁が決定することである。しかし、「不良債権償却証明制度」の名のもとで、大蔵省の認定を国税庁も認めることになっていた。すなわち、「金融機関の不良債権の償却については、昭和25年以来、大蔵省と国税庁との取決めにより、金融証券検査官が『回収不可能又は無価値と判定した債権、もしくはこれに準ずる債権』として証明した金額は、原則として税務当局の認定によらず税務上も損金として容認されることとなっている」とされ、こうした制度が設けられた理由については「金融機関は一般の事業会社と異なった特性をいろいろもっており、不良債権の償却については、常日頃から金融機関の検査に従事し、その特殊性に十分精通している金融証券検査官に認定させるほうがより効果的であると判断されたからではないかと思われる」[高橋, 1994, 37頁]とされている。

上記は無税償却の場合であるが、有税償却の場合は本来は大蔵省の認定は不要のはずである。これについては「大蔵省大臣官房金融検査部審査課課長補佐」の肩書をもつ上記引用文の著者は「わが国においても、米国のような有税扱いであれば、金融機関の自主的な経営判断により引当を行なうことは基本的には可能であると考えられる」[高橋,

1994, 12頁]とし、「償却すべきものを償却しないというのは金融機関の資産の健全性確保の観点からは問題となろう」[高橋, 1994, 15頁]と述べている。しかし、これは大蔵官僚の表向きの発言であって、有税償却であっても大蔵省の態度は次のようであったのが実態であろう。すなわち「この[大手監査法人の]役員によると、銀行の決算は基本的には大蔵省が極めて強い指導をしてきた。本来、銀行の不良債権の償却について、監督官庁とはいえ、あれこれ指示する権限は存在しない。ところが『現実には無税償却を認定する償却証明制度を使って指導が行われていた。財務局の償却証明が無ければ国税局は無税償却を認めない。が、あくまでもこれは税法の問題で、会計原則では有税でも引き当てるべき。ところが、赤字決算を嫌う大蔵省は有税分を“過剰”に償却しようとする、圧力をかけた。その後の償却証明については便宜を図らないとおどされた銀行もある』という」[金融ビジネス, 1997年2月号, 14頁]。こうした例は次の記事からもうかがい知ることができよう。「ある銀行が償却しようとしても、同じ貸出先企業に債権を持つ中小金融機関に償却の余裕がない場合、検査で償却の申請をはねつけた。アンバランスな償却状態を嫌う大蔵省の『護送船団』行政の典型例、と金融界では言われている」[朝日新聞, 96年9月17日]。こうした行政を行ってきた大蔵省ではあるが、住専向け不良債権については大蔵省にも大きな責任があり、それゆえ「極めて強い指導」ができなくなっていたことに金融機関の不良債権処理が混乱した理由の一端があると言えよう。

後で述べる興銀と長銀の無税償却においては、こうした不良債権の償却証明の申請を行ったかどうかは不明であるが、償却証明を受けずに実施したものと推測される。

私の知人の銀行関係者の話によれば、96年3月期で都市銀行の赤字決算が続出した後は、大蔵省も不良債権の償却に積極的になり、赤字決算を嫌うことはなくなってきたということである。そのせいか、地方銀行でも赤字決算を行うようになったという。そうであるとすれば、銀行会計に対する大蔵省の態度が変わってきたのであり、銀行の経営者の会計意思決定にも大きな影響を与えるものと言えよう。

なお、不良債権償却証明制度はその後廃止されている。その経過について次のように述べられている。「この制度は、金融当局が徴税業務に荷担しているとして批判が強かったうえ、来年4月に導入予定の早期是正措置で、金融機関側も自らの責任で債権を査定することが求められることになり、認定の必要性が薄まったとして廃止した」[朝日新聞, 97年7月5日]。

- (2) ここで不良債権の償却で有税扱いと無税扱いの違いについて説明しておきたい。例えば、この違いは次のように説明される。「有税扱いは、当期税負担をするが、次期以降に無税扱いとなるので、通算すれば、有税扱いとの差異はない。しかし、無税扱いか有税扱いかは、納税額の利子分だけ期間損益に影響する」[高橋, 1994, 15頁]。本稿で扱う住専向けの不良債権の償却の問題では、興銀・長銀の無税扱いが認められたとすれば、都銀の有税扱いは税金を早く納めたことになり利子相当分だけ損をしたことになったところである。また、後で取り上げるように、無税扱いが否認されれば過少申告加算税が懲罰的に課税され、その分だけ損失が生じる。この頃は銀行に対する批判が高まり、不良債権の償却について無税で行うのはけしからんとする議論もあった。実効税率を50%とすれば、償却額の半分は税金の減少という形で国などが負担し、残りの半分だけ銀行が負担するにすぎないとみられたからである。不良債権の償却額を永久に有税扱いにすることは、交際費の損金不算入のようにいわば懲罰的に課税することであり、住専向けの不良債権の発生は銀行の経営ミスであるが、これに対して懲罰的な課税をすることは困難であろう。

なお、こうした不良債権を償却しなくても課税所得がマイナスになるようなケースであれば、有税償却を選択しても無税償却と同じ結果となる。本文でも紹介した富士銀行は有税償却を行ったわけであるが、住専向け不良債権のうち約500億円を償却しても、税引前当期損失が4,000億円余り、法人税・住民税額が3億円弱では、無税償却を選んだとしても課税所得と当期損失には影響がないとみられる。これに対して興銀と長銀では、有税償却を選べば課税所得が増え、法人税・住民税が増大して当期損失も一層大きくなったとみられるの

である。

(3) 銀行批判の高まりもあって、政府は銀行に対して負担増を求めようとした。そのなかには、貸倒引当金の無税での引き当てを抑える方針を打ち出したことがある。すなわち、「政府首脳は6日夕、住専母体に負担増を求める方法として与党内で浮上している貸倒引当金の繰入率引き下げについて『ほかに何もなくなった時の最終兵器』と述べ、住専処理策に追加することもあり得るとの考えを表明した」[日本経済新聞、96年3月13日]というのである。貸倒引当金の税務上の繰入率を下げることはさほどの増税にもならず、また簡単に実現するものでもない。それを「最終兵器」と意味ありげに述べるのは、そうした実情を知らない政治家の発言であろう。ただ、こうしたあまり意味のないような議論が行われたこと自体、銀行批判の高まりを示すものであると言えよう。4月の住専処理の最終局面では、金融機関に負担増を求める一方、逆に今度は貸倒引当金の繰入率を引き上げる方針を決めている。「いわば『アメ』と『ムチ』を組み合わせているわけで」[日本経済新聞、96年4月27日]あり、「アメ」として繰入率の引き上げを決めたのである。

(4) この3つの方法は次のように説明されている[日本経済新聞、96年3月29日]。

①債権放棄—無税償却(興銀、長銀)

- 政府処理案に沿って母体としての住専向け債権全額を3月末で放棄する
- 放棄した金額を96年3月期決算の会計上の損失に計上する
- 95年度法人税納付の際に放棄額を損金として申告する
- 一般行分は放棄せず有税で引当金計上する

②政府案の放棄相当額の有税での引当金計上(都銀、信託銀、日債銀など)

- 政府処理案の母体分、一般行分の債権を3月末では放棄しない
- 債権放棄相当分を96年3月期決算で会計上の損失に計上する
- 95年度法人税納付の際に放棄相当分を損金としないで申告する
- 政府処理案決定段階で改めて債権を放棄、有税分を取り戻す

③貸し手責任による損失相当額の有税での引当金計上(地銀、第二地銀など)

- 住専への貸し手が残高に応じて損失を負担する「貸し手責任」方式で損失を算出する
- 各行の損失は政府処理案よりも小さくなる
- 96年3月期決算でその分だけを会計上の損失に計上する
- 95年度法人税納付の際に損失分を損金としないで申告する

(5) ちなみに、長銀は東京国税局からの更正通知書を受け取ったことを理由に大蔵大臣宛に8月29日付で『臨時報告書』を提出している。これによれば、東京国税局は、長銀が行った解除条件付けの債権放棄について96年3月期の損金算入を次の理由で認めなかったという。

- ① 平成8年3月末現在、前記解除条件の成就・不成就は未確定であった。
- ② 前記の放棄した債権は、解除条件成就により復活の可能性があるため、前記解除条件の不成就が確定したところで、損金算入が認められる。
- ③ なお、第一住金の資産のうち、その一部は回収の見込みがあるので、平成8年3月末日現在において当行の第一住金に対する貸付債権の全額が回収不能な状態にあったとは認められない。

(6) 同一とみられる会計事象について興銀と長銀に対しては有税とし、和歌山銀行に対しては無税とする認定を国税当局が行ったのである。このように認定が異なったということは、同じような不良債権であっても「債権放棄の解除条件」が当局の判断にとって「決定的要因」[永野、1992、37頁]となり、異なる会計事実であると判断したのであろう。興銀・長銀に無税償却を認めなかった判断について、「国税庁OBの渡辺淑夫青山学院大学教授は『技術的には銀行の言い分にも理がある。国税当局の判断は単に税務技術だけではないのかも知れない』と話している」[日本経済新聞、96年8月24日]という。「単に税務技術」だけではない判断がどのようなものかは不明であるが、何らかの合理的な判断というよりは、むしろゴミ箱モデルによって解釈されるべき判断ではないかと推測される。

(7) 以下の説明は遠田[1985、1990、1997]に依拠している。ゴミ箱モデルについての私の理解も

同様である。ゴミ箱モデルに関する文献としては他にマーチ [1992], マーチ=オルセン [1986], マーチ=ワイシinger-ペイロン [1989], March [1994] などがある。

- (8) こうした合理的な意思決定モデルが現実の個人あるいは組織の意思決定と異なるのは、よく知られたことである。それゆえ、合理的な意思決定は「規範的な決定論」として、記述的な決定論とは区別されることもある。マーチらが次のように指摘するように、意思決定論の歴史は規範的な決定論の仮定を現実に合わせて緩めてきている過程であると言えよう。

「組織の意思決定論の最近の歴史は、古典的選択理論の厳しい仮定を徐々に緩めてきた過程として描くことができる。意思決定のゴミ箱モデルは、本稿でみたようにそのときどきの前後関係（テンポラル・コンテキスト）というアイデアをともなった、こうした歴史の流れに属するものである。限定された合理性の理論は、古典理論の認知的能力と知識に関する仮定を緩め、コンフリクトの理論は、目的の単一性という仮定を緩めた。そして、あいまい性と一時的秩序の理論は、意思決定過程の中心は産物としての決定であるという仮定と目的や因果関係が明瞭であるとの仮定を緩めた」[マーチ=ワイシinger-ペイロン, 1989, 39頁]。

- (9) マーチ=オルセンがゴミ箱モデルの「一般性」について次のように述べているので、参考のため挙げておきたい。

「ゴミ箱モデルは、本当はありふれていて普通でさえあるが、一般には、白い目で見られたり病的なものとなみなされている組織現象を包括的にとらえる1つの足掛かりである。合理的選択のこれまでの規範的モデルと比べてみると、ゴミ箱式過程は病的にみえるけれども、実はそうした見方こそおかしいのである。なぜならば、“規範的”合理的モデルの前提条件が満たされない時こそ（現実ほとんどそうである）、ゴミ箱式決定過程が働くのであるから」[マーチ=オルセン, 1986, 50頁]。

- (10) 大蔵省と会計士の関係については次のように言われる。「一方で別の関係者は『護送船団方式で、大蔵省は経営の細部や決算数字まで指導してきた。会計士の力が及ぶことは限られている。大蔵省の意向に反して銀行の破たんを宣告するような決算

を出すことは考えられなかった。逆に大蔵省がだめだ、という判断をすればそれを映した決算数字を出さざるを得ない』。関係者の話から浮かび上がるのは、大蔵省の金融行政の枠内でしか動けない、大蔵省に『従属』したかのような監査法人の姿だ」[朝日新聞, 97年2月19日]。会計士の監督官庁も大蔵省である。同記事が伝える「大蔵省に逆らえば、どんな嫌がらせをされるか分からないから」という公認会計士の話は、大蔵省と会計士の力関係を明白に示すものであろう。

- (11) 住友銀行の赤字決算は、大蔵省との合意の上での「実験」とであるとみられる。これについては永野 [1997b, 82頁以降] を参照されたい。

- (12) 銀行が共同債権買取機構に持ち込んだ債権が目減りしているということは、監査を担当する会計事務所から指摘されるまでもなく、東京三菱銀行の経理担当者や経営者には分かっていたことであると思われる。こうした目減り分を他行に先駆けて償却することに決定したのは、東京三菱銀行が邦銀で唯一アメリカの会計基準に基づく決算を公表していること、他の大手銀行に比べて不動産融資が少ないのでバブル崩壊の影響が小さいという事情もあると思われる。

日本の産業界は互いに激しく競争しながらも、話し合いの場として業界団体を作り、それが時には談合の場となったりする。そうした話し合いの場として経理担当者の集まりが作られ、業界の会計方針を決める場合もある。金融機関の場合も都市銀行の大手6行からなる「六行会」という組織があり、その経理担当者で作る「経友会」という組織があるという。そして「……銀行は六行会の中で、お互いに相手の出方を探り合い、『抜け駆け』を監視しようとする。利用者不在の横並び体質は昔のままだ」[日本経済新聞, 96年5月12日]と指摘されている。恐らく東京三菱銀行は経友会に諮ることなく今回の償却を行ったものと思われる。会計事務所の指摘はその口実として使われたという可能性も否定できない。また、住専向けの不良債権の償却においても経友会で協議したであろうことは推測できるが、そこでどのようなことが話し合われたかは漏れ伝わってはいない。

- (13) これらの数値は湯谷・辻広 [1996, 134-5頁] による。これは「修正母体行方式」によるもので

ある。各金融機関の実際の負担額は不明であるが、この方式による金額に近いものとみられる。修正母体行方式とは、注4で説明している①と②に基づく方式である。具体的には、各金融機関は設立母体となった住専に対する貸付金（母体行分貸出）を全額放棄し、設立母体ではない住専に対する貸付金（一般行分貸出）は貸出シェア分を放棄するというものである。なお、注4の③に基づく方式は貸し手責任による「プロラタ方式」と言われる。これは母体行としての貸出も一般行としての貸出も区別せずに、全体としての貸出シェアに基づいた金額を負担するものである。法律に従って負担割合を決める場合にこの方式が採用されるという。農協系の金融機関は一般行としての貸出は大きい母体分の貸出がないため、一般の銀行の負担する額は修正母体行方式のほうがプロラタ方式よりも大きくなる。

(14) 湯谷・辻広 [1996, 146頁] の試算によれば、第二地銀も含めた地方銀行全体で母体行分貸出が5,105億円、一般行分貸出が3,416億円であり、負担額はプロラタ方式であれば4,474億円、修正母体行方式であれば6,250億円となっている。法人税などの税負担率が利益の半分であるとすれば、96年3月期決算でプロラタ方式での負担額を有税で償却すれば税負担が2,237億円増えるので当期利益にとって6,711億円の減少要因となり、修正母体行方式での負担額を無税で償却する場合に近くなる。また、修正母体行方式の負担額を有税で償却すれば税負担が3,125億円増えるので当期利益にとって9,375億円の減少要因となり、プロラタ方式での負担額を有税で償却する場合よりも当期利益にとっての負担額は2,664億円も多くなる。これはいくつかの前提のもとでの概算であるが、地方銀行はこうした負担増を懸念したのであろう。

(15) マーチ=ワイシinger-ベイロン [1989, 19頁] は、合理的モデルに対する批判が「情報経済学やエイジェンシー理論の発展を通じて、理論的に取り扱われるようになった。それらの理論によれば、情報とは、利己的に合理的な人々の住む世界で戦略的に希少な資源である。限定された合理性や内的コンフリクトについての組織研究で得られたアイデアは、モラル・ハザード、偏在する情報、エイジェンシー、シグナリングそして最適情報戦略

の議論という形で現代経済学の中に浸透している」と述べている。

(16) バーチェルらの考えについて詳しくは永野 [1997a] を参照されたい。

(17) 「新しい歴史学」では歴史の表層にある「事件」と歴史の深層にある「構造」との関係を追及している。会計コンステレーションを構造と捉え、大和銀行や住専の事件との関係を見ると、次に示される構造と事件の関係に類似している。

「歴史の表層に現れる『事件』や『出来事』はしばしば深部の『構造』を映し出す鏡、1つのシステムの働きの結節点であり、また、それにとどまらず、創造的な『事件』、『構造』を破壊する『事件』もあるからである。事件はたんに構造の『生産物』とみなされるべきではない。それが歴史の転換点を具象化するかぎり、事件の方こそ構造の『生産者』である。『事件』あってこそ、『構造』は変化し、生命をもつのであろう」[竹岡・川北, 1995, 28頁]。

(18) 会計学への社会言語学の適用については永野 [1996] を参照されたい。

(19) 社会理論を援用した会計研究を展望したものとしては國部 [1993] がある。

## 文献

- 朝日新聞1995年9月17日、11月5日、1996年8月24日、9月17日、1997年2月19日、7月5日。
- 飯野利夫（編著）（1994）『会計方針選択行動論』中央経済社。
- 井上良二（1995）『財務会計論』新世社。
- 遠田雄志（1985）『あいまいだからおもしろい』有斐閣。
- 遠田雄志（1990）『あいまい経営学』日刊工業新聞社。
- 遠田雄志（1997）『私、あいまい系です』同朋舎。
- 『金融財政事情』1995年6月19日号、10月16日号、1996年9月9日号。
- 『金融ビジネス』1997年2月号。
- 國部克彦（1993）「社会理論としての会計研究（1，2）」『会計』第143巻第4，5号
- 新藤宗幸（1992）『行政指導』岩波書店。
- 醍醐聰（1990）『日本の企業会計』東京大学出版会。
- 高橋洋一（1994）『ケース・スタディによる金融機関

- の債権償却』金融財政事情研究会。
- 竹岡敬温・川北稔（編）（1995）『社会史への途』有斐閣。
- 永野則雄（1992）『財務会計の基礎概念』白桃書房。
- 永野則雄（1996）「会計学への社会言語学の適用」『経営志林』第33巻第2号。
- 永野則雄（1997a）「ホップウッドの会計変化論」『経営志林』第33巻第4号。
- 永野則雄（1997b）『会計情報を読むヒント』東林出版社。
- 日経金融新聞1995年9月28日，1996年3月28日，9月6日。
- 日本経済新聞1995年6月16日，11月8日，1996年1月26日，3月13日，3月16日，3月22日，3月23日，3月27日，3月29日，4月27日，5月12日，8月24日，1997年3月6日。
- 日本経済新聞社（編）（1995）『銀行淘汰』日本経済新聞社。
- J・G・マーチ（1992）『あいまいマネジメント』土屋守章・遠田雄志訳，日刊工業新聞社。
- J・G・マーチ＝J・P・オルセン（1986）『組織におけるあいまいさと決定』遠田雄志＝A・ユング訳，有斐閣。
- J・G・マーチ＝R・ワイシンガー・ベイロン編（1989）『「あいまい性」と作戦指揮』遠田雄志・鎌田伸一・秋山信雄訳，東洋経済新報社。
- 湯谷昇羊・辻広雅文（1996）『ドキュメント 住専崩壊』ダイヤモンド社。
- 読売新聞1995年11月10日。
- Aitchison, J. (1991), *Language Change: Progress or Decay?*, Cambridge University Press.
- Burchell, S., C. Clubb and A. G. Hopwood (1985), Accounting in its Social Context: Towards a History of Value Added Accounting in the United Kingdom, *Accounting, Organizations and Society*, Vol.10, No. 4.
- March, J. G. (1994), *A Primer on Decision Making*, The Free Press.
- Miller, P., T. Hopper and R. Laughlin (1991), The New Accounting History: an Introduction, *Accounting, Organizations and Society*, Vol.16, No. 5/6.
- Wardhaugh, R. (1992), *An Introduction to*

*Sociolinguistics*, Blackwell.

（本研究は，1996年度法政大学特別助成金に基づくものである。）